

# 大阪公立大学看護学研究科における長期履修制度について

## 1 趣旨

職業を有している等の事情により、標準修業年限（博士前期課程2年、博士後期課程3年）を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程の履修を認めるものです。

## 2 申請資格

長期履修を申請することができる者は、博士前期課程及び博士後期課程に入学しようとする者のうち、次のいずれかに該当する者です。

- (1) 職業を有し、就業している者
- (2) 育児、介護等の事情を有する者
- (3) その他、相当の理由があると認められる者

## 3 長期履修期間

長期履修期間は、博士前期課程3～4年間、博士後期課程4～6年間で研究科が認める期間とします。

- ・1年を単位とし、長期履修を適用せずに在学する期間を通算して在学年限を超えないものとします。（修了による短縮は年度途中で可とします。）

例) 申請資格のある合格者が、入学手続き時に最長の長期履修を申請する場合（後期課程）

3年（標準修業年限）－0年（在学期間）＝3年×2倍＝6年（長期履修期間）

- ・入学後に申請できる長期履修期間は、修業年限から在学期間を差し引いた期間の2倍以内とします。

例) 申請資格のある1年次生が、次年度より長期履修制度を利用する場合（前期課程）

2年（標準修業年限）－1年（在学期間）＝1年×2倍＝2年（長期履修期間）

## 4 申請手続

本研究科の入学者選抜に合格した者のうち、長期履修を希望する者は、指導予定教員と相談の上、研究科が指定する期日までに以下の書類を提出してください。

### 【申請書類】

- (1) 長期履修願
- (2) 次に定める申請資格の確認できる書類

区分	必要書類
職業を有し、就業している者	在職証明書又はそれに代わるもの
育児、介護等の事情を有する者	当該事実を証明する書類、または、それを証明する第三者等の申立書等のいずれか
その他、相当の理由があると認められる者	当該事実を証明する書類、または、それを証明する第三者等の申立書等のいずれか

## 5 可否の決定

申請書類を審査のうえ、許可の可否を決定し、出願者へ通知します。

## 6 授業料

長期履修制度の申請が認められた場合、徴収する授業料の年額は、長期履修期間に限り、授業料の年額に修業年限に相当する年数を乗じた額を長期履修期間の年数で除した額とします。納付する授業料総額は基本的に正規の金額(2年間分)に等しくなります。

ただし、在学中に授業料の改定がある場合には再計算されることになります。

## 7 期間短縮申請

長期履修を認められた者が、入学後、当該履修期間短縮を希望する場合には、本研究科が定める期間において長期履修期間短縮願を提出し、期間を短縮することができます。また、修了の期間の短縮は、年度途中でも可能です。

## 8 長期履修制度の適用分野

<博士前期課程>

領域	分野	小分野	長期履修制度	
			修士論文コース	実践看護研究コース
実践看護科学	基礎看護科学	看護技術学	○	—
		看護情報学	○	—
		看護管理学	○	○
		看護教育学	○	○
	生活支援看護科学	精神看護学	○	○
		在宅看護学	○	○
		地域看護学	○	—
		老年看護学	○	○
	家族支援看護科学	小児看護学	○	×
		家族看護学	○	×
		母性看護・助産学	○	—
	療養支援看護科学	急性看護学	○	×
		がん看護学	○	×
		慢性看護学	○	○
		感染看護学	○	×
	先進ケア科学	ケアシステム科学	ヒューマンケア科学	○
療養ケア科学			○	—
子ども・家族ケア科学			○	—
地域包括ケア科学			○	—
ヘルスプロモーションケア科学			○	—
生体行動ケア科学		がん包括ケア科学	○	—
		高齢者生活行動ケア科学	○	—
		ウイメンズヘルスケア科学	○	—
		精神行動ケア科学	○	—
		健康支援基礎科学	○	—

注) ○は長期履修制度が有ること、×は長期履修制度が無いこと、—はコースが設置されていないことを表しています。

< 博士後期課程 >

領域	分野	小分野	長期履修制度
実践看護科学	基礎看護科学	看護技術学	○
		看護情報学	○
		看護管理学	○
		看護教育学	○
	家族支援看護科学	小児看護学	○
		家族看護学	○
		母性看護・助産学	○
	生活支援看護科学	精神看護学	○
		在宅看護学	○
		地域看護学	○
		老年看護学	○
	療養支援看護科学	急性看護学	○
		慢性看護学	○
がん看護学		○	
感染看護学		○	
先進ケア科学	ヒューマンケア科学		○
	療養ケア科学		○
	子ども・家族ケア科学		○
	地域包括ケア科学		○
	ヘルスプロモーションケア科学		○
	がん包括ケア科学		○
	高齢者生活行動ケア科学		○
	ウイメンズヘルスケア科学		○
	精神行動ケア科学		○
	健康支援基礎科学		○

9 注意事項

- (1) 長期履修制度を希望する者は、志望分野の教授に必ず事前に相談し、了承を得てください。
- (2) 博士前期課程の在学年限は4年、後期課程は6年です。  
長期履修を認められた者も在学年限は前期課程は4年、後期課程は6年となります。
- (3) 申請をした者は必ず長期履修が承認されるということではありません。

10 問合せ先

【実践看護科学領域】

羽曳野キャンパス事務所 学生グループ（教務担当）  
〒583-8555 大阪府羽曳野市はびきの3丁目7番30号  
電話番号 072-950-2978

【先進ケア科学領域】

看護学研究科学務課事務室  
〒545-0051 大阪府大阪市阿倍野区旭町1丁目5番17号  
電話番号 06-6645-3511

※ 長期履修制度を希望される方は、志望する分野の教員との事前面談時に必ず相談してください。